

会員事業主の皆様へ

国の休暇取得支援制度を踏まえた新型コロナウイルス感染症への対応に

関するお願いについて

標記の件につきまして、安来市長よりお願いがありましたので、お知らせいたします。

新型コロナウイルスの急速な感染拡大を受け、4月7日には首都圏を中心に緊急事態措置が実施されました。また、4月9日には、島根県内でも新型コロナウイルス感染症の感染者が初めて松江市内で確認されて以降、4月18日までに16人のクラスター感染者が確認されています。それを受け、松江市内の県立学校及び小中学校は4月16日から臨時休校の措置がなされており、安来市においても感染を未然に防ぐため、4月18日から市内小中学校の臨時休校措置を講じているところです。

このような状況から、国はさらなる感染拡大の抑制のための予防措置として、4月16日から緊急事態措置を全国の都道府県を対象に拡大しました。

現在、国においては、「臨時休業等をした小学校等に通う子供の世話が必要となった保護者」、「風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子供の保護者」である労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、特別の有給休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額（上限8,330円/日）に応じた助成金を支給する「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（新たな助成金制度）」制度が設けられており、適用日が6月30日まで延長される見込みとなっております。

つきましては、助成金を活用した特別休暇により、従業員の皆様それぞれの事情に応じた、ご配慮をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、厚生労働省のホームページの「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」においてご確認願います。

令和2年4月22日

安来市商工会 会長 藤原敏孝